平成２４年（フ）第６３００号
大阪府豊中市服部南町２丁目２番16号
債務者　新井　和子
1　決定年月日時　平成24年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６３０５号
大阪市平野区加美北１丁目11番25号　フローラル平野1002
債務者　出口早苗こと　鄭　　早苗
1　決定年月日時　平成24年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６３１２号
大阪府池田市豊島南１丁目２番22号202号室
債務者　増川　栄三
1　決定年月日時　平成24年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６３１９号
大阪府茨木市山手台２丁目６番11―102号
債務者　セントラル企画こと　吉岡　正孝
1　決定年月日時　平成24年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６３３２号
大阪府高槻市芝生町２丁目45番21―104号
債務者　田中ともよ
1　決定年月日時　平成24年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６３５６号
大阪市阿倍野区松崎町３丁目６番32―416号
債務者　大谷　育子（旧姓山川）
1　決定年月日時　平成24年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６３７０号
大阪市港区波除２丁目５番19号　ひかり第二ハイツ207号
債務者　水野　孝子
1　決定年月日時　平成24年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６４２４号
大阪市平野区瓜破東３丁目１番11号
債務者　栗山ひとみ（旧姓村上・中山）
1　決定年月日時　平成24年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６４４４号
大阪市東住吉区鷹合３丁目10番２―307号
債務者　松本　幸博
1　決定年月日時　平成24年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６４４５号
大阪市生野区小路東６丁目３番４号、住民票上の住所大阪府東大阪市大蓮北３丁目５番16号
債務者　荒木　美愛（旧姓西村）
1　決定年月日時　平成24年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６４４７号
大阪市東成区大今里２丁目６番15号
債務者　村井　ナミ
1　決定年月日時　平成24年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２３３号
広島県福山市新市町大字宮内197番地３
債務者　村山　ルミ
1　決定年月日時　平成24年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月13日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２４年（フ）第２４３号
広島県福山市蔵王町２丁目３番16号　サンヒルズ蔵王Ｄ、旧住所岡山県笠岡市大井南65番地７
債務者　時光　順子
1　決定年月日時　平成24年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月13日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２４年（フ）第２５２号
広島県福山市鞆町鞆516番地
債務者　山守　久已
1　決定年月日時　平成24年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月13日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２４年（フ）第２５４号
広島県福山市木之庄町５丁目22番９―５号
債務者　畑　　了子
1　決定年月日時　平成24年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月13日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２４年（フ）第２５７号
広島県福山市鞆町鞆516番地
債務者　山守　悦子
1　決定年月日時　平成24年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月13日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２４年（フ）第２６１号
広島県福山市今津町1502番地
債務者　塚本　達也
1　決定年月日時　平成24年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月13日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係